

京宅広報

OUR INFORMATION



VOL.469号
平成20年7月号



文月

INDEX



NEWS FLASH

■第3回「業協会理事会・保証協会幹事会」を開催……………	1
■平成20・21年度(社)京都府宅地建物取引業協会 委員会役員名簿……………	2
■平成20・21年度(社)全国宅地建物取引業保証協会京都地方本部 委員会役員名簿……………	4
■平成20・21年度名誉会長・顧問・相談役・参与名簿……………	5
■平成20・21年度関連団体役員名簿……………	5
■平成20・21年度「会員名簿」の発行について……………	ウラ表紙

INFORMATION

■ハトマークサイト京都で消費者向けアンケートを実施……………	6
■「ハトマークサイト京都」バナーリンクのお願い……………	6
■ハトマークサイト京都への物件公開のお願い……………	7
■近畿レイズからのお知らせ……………	8
・レイズIP型「検索条件保持機能」の追加について	
■レイズIP型研修会(初級編)定期開催のご案内……………	9
■ご存知ですか?協会の変更届……………	10
■平成20年度「管理業務主任者」・「マンション管理士」試験のご案内……………	12
■レイズ掲載物件の無断広告は禁止されています!……………	21
■平成20年度「本部研修会」開催のご案内……………	24
■支部規程細則が一部改定されました……………	24
■第169回通常国会(平成20年1月18日～平成20年6月21日)で成立した宅地建物取引関連の法律について(全宅連)……………	25
■長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントについて(全宅連)……………	25
■賃貸共同住宅管理業者向け 住宅用火災警報器 研修会を開催!(京都市消防局)……………	26
■企業立地に関する情報提供報奨金制度のご案内((独)中小企業基盤整備機構)……………	27
■毎月勤労統計調査に御協力を!!(京都府)……………	27
■近畿レイズF型システムの全部または一部終了を決定!……………	29
■お知らせ……………	29
・協会本部のお盆休みにおける業務等について	
・「あなたの不動産 税金は」(小冊子)の配付について	
・本誌次号の発行について	

事務局だより

■本部年間行事予定……………	7
■本部事務局担当のご案内……………	11
■協会の主な動き(ダイジェスト)……………	20
■平成20年度「取引主任者法定講習」の実施……………	20
■「公共事業代替地(物件)の情報提供」のご案内……………	22
■本部行事予定(7～9月)……………	22
■入退会・支部移動等のお知らせ……………	28

シリーズ

■「ハトマークサイト京都」活用事例のご紹介……………	13
■法律相談シリーズ(VOL.250)……………	14
■世界の国からこんにちは!～スペイン～……………	16
■「近畿圏レイズ」ニュース(物件登録状況)……………	18

★実は英語じゃない?! 和製英語……………	13
★紫外線に注意しましょう!……………	23

二団体委員会役員を選任等が承認される

去る6月3日(火)、第3回、(社)京都府宅地建物取引業協会理事会、(社)全国宅地建物取引業保証協会京都地方本部幹事会が開催され、平成20・21年度二団体委員会役員を選任等が審議・承認されるとともに、平成20・21年度関連団体派遣役員等が報告されました。



◎ 会長挨拶

- (1) 協会事業運営への環境づくりについて
- (2) 各委員会役員構成について
- (3) 当面の重点課題について
- (4) ハトマークのPRについて
- (5) 各委員会での重点事業について
- (6) 商工会議所への入会について

審議事項

1. 平成20・21年度二団体委員会役員を選任について

- (1) (社)京都府宅地建物取引業協会
- (2) (社)全国宅地建物取引業保証協会京都地方本部

標記団体の平成20・21年度二団体委員会役員が承認されました。

(詳細は、本誌2～4頁参照。)

2. 平成20・21年度名誉役員候補者の推薦について

平成20・21年度の顧問・相談役・参与の推薦が承認されました。(名誉会長については、5月27日開催の通常総会にて推戴。)

(詳細は、本誌5頁参照。)

3. 支部規程細則の一部改正(案)について

支部名誉役員資格基準に係る標記規程細則の一部改正が承認されました。

(詳細は、本誌24頁参照。)

4. 新景観政策等調査特別チーム(仮称)の設置について

標記特別チームの設置並びに人選については会長一任とする旨が承認されました。

※ 特別チームとは、協会事業遂行のために会長が必要と認めた時、事案ごとの調査研究を目的に立ち上げられ、その成果は理事会・委員会・会員に公開される。構成メンバーについては、学識経験者及び当協会内外から必要とする者を会長が任命する。

5. 新入会員の承認について(平成20年4月度臨時審査及び5月度入会者)

次のとおり新入会員が承認されました。

業協会 正会員7件、準会員1件。

保証協会 正会員7件、準会員1件。



報告事項

1. 平成20・21年度関連団体派遣役員について

- (1) (社)全国宅地建物取引業協会連合会
- (2) (社)全国宅地建物取引業保証協会
- (3) (社)近畿地区不動産公正取引協議会
- (4) (社)近畿圏不動産流通機構
- (5) 不動産コンサルティング近畿ブロック協議会

標記団体への平成20・21年度派遣役員が報告されました。

(詳細は、本誌5頁参照。)

平成20・21年度 (社)京都府宅地

(専務理事 千振和雄(第三))

委員会名 役職名等	総務委員会	財務委員会	法務指導 委員会	公取委員会	資格審査 委員会	業務対策運営 委員会
委員長	桑名順二(第三)	大工園 隆(第二)	山本末生(第五)	高木健次(第六)	東 勉(第五)	岩見祥司(第四)
委員長代理					山下 裕(第七)	
副委員長	二浦正和(第一)	田中伸二(第五)	関野正美(第一)	大下久行(第一)	谷口元毅(第六)	片山 浩(第三)
	千歳正信(第四) 塚本一夫(第六)	増田 薫(第七)	田中邦彦(第四)	川咲 浩(第四) 八木昭治(第六)		伊藤良之(第四) 小中 勝(第四)
担当理事	吉村政彦(第二)	大江康熙(第一)	合田雅人(第三)	小林幹男(第二)	(委員)	林 茂(第二)
	梶原義和(第三) 森田喜久雄(第六)	石田泰久(第三)	田中利幸(第六) 川上峰男(第七)	千賀義信(第七)	久保孝之(第一) 北川安彦(第二) 大工園 隆(第二)	古田彰男(第四) 上林 正(第五)
第一支部	平野研一 柴田良武 上田春喜	市村秀夫	青木泰憲 櫻井信和	梶田忠義 上田春喜 上田 昇	桑名順二(第三) 山本次郎(第三) 田中邦彦(第四)	高野紀一 柴田良武 杉浦 誠
	吉村政彦 関口都夫 新井成憲	大前温彦	西村孝平 新井成憲	奥野 護 澤井 隆 奥田昌紀	坪田廣治(第四) 山本末生(第五) 高木健次(第六)	西村良信 松岡政博 金剛政道
第三支部	梶原義和 岩崎正俊 中野晃伸	岡 康博	杉本圭司 安藤克二	中積 実 堀越秀郎 山下輝彦		金城一茂 山藤 哉 中村勝一
	高山基則 千歳正信 浅越 茂	森田 治	田中真一 谷脇德行	倉郷 健 宮崎龍一 柳原政人		戸川優克 廣瀬正隆 橋本信孝
第五支部	畠山良三 中井隆啓 中川秀夫	安田俊廣	布本和久 田中和裕	田澤金二郎 岡崎 享 坂本博士		畑 正廣 金居勝己 木曾卓宏
	森田喜久雄 山村繁雄 奥田清司	松本浩信	木田 稔 中田裕二	島 利之 兩國義昭 前川敏雄		椎葉啓之 篠田繁彦 川井 徹
第七支部	吉井幸男 奈良井 豊 安井美知雄	北原正徳	今安博和	田中康行 貞岡善雄		西垣吉信 田中裕章 森本茂芳

建物取引業協会 委員会役員名簿

平成20年7月1日現在

流通センター 運営委員会	委託業務運営 委員会	基本問題等 検討委員会	福利厚生 委員会	青年委員会 (推薦委員)	実務サポート 委員会	本部・支部LC 委員会
松田秀幸(第五)	佐藤東一(第四)	鍵山祐一(第五)	谷口元毅(第六)	八木昭治(第六)	武市清浩(第一)	長谷川健二(第四)
	二浦正和(第一)	長谷川健二(第四)				鍵山祐一(第五)
武市清浩(第一) 野川正克(第六)	金谷明夫(第一) 塚本一夫(第六) 山下 裕(第七)	高林良雄(第二) 千振和雄(第三)	駒井佑次(第四) 上村龍三(第六)	梶原義和(第三)	山本次郎(第三) 伊藤良之(第四)	高林良雄(第二) 千振和雄(第三)
若井英貴(第二) 大野誠治(第三)	一ノ瀬隆一(第二) 橋本良道(第三) 古田彰男(第四) 上林 正(第五)	(委員) 大工園 隆(第二) 桑名順二(第三)	田中 昇(第二) 田中利樹(第三) 大嶋 護(第七)	大野誠治(第三) 清水 章(第五)	苗村豊史(第二) 田辺博一(第五) 上村龍三(第六) 増田 薫(第七)	(常任委員) 大工園 隆(第二) 桑名順二(第三)
奥村 丞 湯浅 毅	青木直之 前田茂治		清水 徹 兵藤晴男	岸田 正 大東慎吾 (池本義経)	杉浦 誠	久保孝之 平野研一 市村秀夫
箕口謙進 齊藤 勉	船越武臣 廣田修一		川畑康夫 丸山孝平	中島幸博 箕口謙進 (佐々木雅明)	関口都夫	北川安彦 吉村政彦 大前温彦
山岡弘幸 中村博之	加藤和利 小松丈彦		山川英一郎 大江エイ	綾本吉行 大野貴裕 (内藤孝康)	吉田光一	山本次郎 梶原義和 岡 康博
奥田義和 布垣友義	山南公一 三間良廣		河原康延 上村明弘	利川靖秀 長濱友也	梅本信行	坪田廣治 高山基則 森田 治
家治信枝 湊 幸弘	村上美喜雄 金海相九		中田弘次 金居勝己	清水 章 坂本博士	木村勝尚	東 勉 畠山良三 安田俊廣
塩見貴則 堀内敬司	金ヶ崎秀明 加藤昇三		荒木勝徳 菱田康衛	長谷川正和 三浦央嗣 (畑 りつ子)	芳川雄二	谷口元毅 森田喜久雄 松本浩信
足立政人	安井美知雄		柏原定夫	川井哲哉 足立政人	原田直紀	山下 裕 吉井幸男 北原正徳

(敬称略・順不同)

平成20・21年度 (社)全国宅地建物取引業保証協会京都地方本部 委員会役員名簿

(専務幹事 千振和雄(第三))

委員会名 役職名	総務委員会	財務委員会	資格審査 委員会	不動産相談 委員会	苦情解決業務 委員会	手付金等保管 業務審査会
委員長	桑名順二(第三)	大工園 隆(第二)	東 勉(第五)	田中邦彦(第四)	坪田廣治(第四)	川島健太郎(第一)
委員長代理			山下 裕(第七)	久保孝之(第一)	山本末生(第五)	千振和雄(第三)
副委員長	二浦正和(第一) 千歳正信(第四) 塚本一夫(第六)	田中伸二(第五) 増田 薫(第七)	谷口元毅(第六)	北川安彦(第二) 田中伸二(第五)	金谷明夫(第一) 関野正美(第一) 田辺博一(第五)	
委員	吉村政彦(第二) 梶原義和(第三) 森田喜久雄(第六) 平野研一(第一) 柴田良武(第一) 上田春喜(第一) 関口都夫(第二) 新井成憲(第二) 岩崎正俊(第三) 中野晃伸(第三) 高山基則(第四) 浅越 茂(第四) 畠山良三(第五) 中井隆啓(第五) 中川秀夫(第五) 山村繁雄(第六) 奥田清司(第六) 吉井幸男(第七) 奈良井 豊(第七) 安井美知雄(第七)	大江康熙(第一) 石田泰久(第三) 市村秀夫(第一) 大前温彦(第二) 岡 康博(第三) 森田 治(第四) 安田俊廣(第五) 松本浩信(第六) 北原正徳(第七)	久保孝之(第一) 北川安彦(第二) 大工園 隆(第二) 桑名順二(第三) 山本次郎(第三) 田中邦彦(第四) 坪田廣治(第四) 山本末生(第五) 高木健次(第六)	大江康熙(第一) 苗村豊史(第二) 林 茂(第二) 吉村政彦(第二) 片山 浩(第三) 合田雅人(第三) 田中利樹(第三) 清水 章(第五) 野川正克(第六) 俊藤尚正(第一) 山田育子(第一) 奥村 丞(第一) 小倉一良(第一) 武甕 巖(第二) 奥野 護(第二) 中島幸博(第二) 永井 潔(第三) 山本敏浩(第三) 松井 健(第三) 山下志喜(第三) 小堀昭市(第四) 竹本知史(第四) 中西俊泰(第四) 福井尚司(第四) 吉田時広(第五) 金海相九(第五) 木村勝尚(第五) 布本和久(第五) 松本浩信(第六) 松岡修一(第六) 田中裕章(第七) 西垣吉信(第七)	大下久行(第一) 小林幹男(第二) 若井英貴(第二) 橋本良道(第三) 川咲 浩(第四) 駒井佑次(第四) 千歳正信(第四) 松田秀幸(第五) 田中利幸(第六) 森田喜久雄(第六)	

(敬称略・順不同)

平成20・21年度 名誉会長・顧問・相談役・参与名簿

役職名	氏名			
名誉会長	野口 一美(前会長)			
顧問	塩見 宙(不動産鑑定士)	坂元 和夫(弁護士)	尾藤 廣喜(弁護士)	山崎 浩一(弁護士)
	北脇 哲雄(税理士)	笹井 敏次(税理士)		
相談役	三池 新二(第一)	北岡 照(第六)	中澤 勝男(第四)	稲田與三一(第四)
	石塚 忠迪(第四)	四方繁太郎(第五)	内藤 芳次(第三)	中川 龍三(第二)
	西村 良二(第二)			
参与	山崎 孝次(第一)	西村 幸雄(第一)	田辺 吾一(第三)	佐々木哲夫(第六)
	西出 茂(第一)	田中 芳一(第七)	岸本 汎巧(第一)	宮越 耕一(第四)
	渡辺 宏(第三)	宮本 祐典(第四)	瀬島 清市(第六)	村雲 康宏(第六)
	箕口 茂男(第一)	宇佐美豊彦(第四)	藤原 弘之(第二)	梅田 顕(第二)
	加藤 正男(第三)			

(敬称略・順不同)

平成20・21年度 関連団体役員名簿

(社)全国宅地建物取引業協会連合会

役職名	氏名	
常務理事	川島健太郎(第一)	
理事	川島健太郎(第一)	鍵山 祐一(第五)
代議員	長谷川健二(第四)	高林 良雄(第二)
	千振 和雄(第三)	桑名 順二(第三)
	大工園 隆(第二)	東 勉(第五)
	岩見 祥司(第四)	田中 邦彦(第四)
	坪田 廣治(第四)	

(社)近畿地区不動産公正取引協議会

役職名	氏名	
加盟団体長	川島健太郎(第一)	
副会長	長谷川健二(第四)	
理事	長谷川健二(第四)	千振 和雄(第三)
	高木 健次(第六)	

(社)全国宅地建物取引業保証協会

役職名	氏名	
理事	川島健太郎(第一)	鍵山 祐一(第五)
代議員	長谷川健二(第四)	高林 良雄(第二)
	千振 和雄(第三)	桑名 順二(第三)
	大工園 隆(第二)	東 勉(第五)
	岩見 祥司(第四)	田中 邦彦(第四)
	坪田 廣治(第四)	
監事	野口 一美(第四)	

(社)近畿圏不動産流通機構

役職名	氏名	
団体長	川島健太郎(第一)	
副会長	鍵山 祐一(第五)	
理事	鍵山 祐一(第五)	高林 良雄(第二)
	松田 秀幸(第五)	
代議員	千振 和雄(第三)	桑名 順二(第三)
	大工園 隆(第二)	武市 清浩(第一)
	野川 正克(第六)	

不動産コンサルティング近畿ブロック協議会

役職名	氏名	
団体長	川島健太郎(第一)	
理事	大工園 隆(第二)	田中 伸二(第五)

(敬称略・順不同)

ハトマークサイト京都で消費者向けアンケートを実施

— 9月1日から10月31日までの2ヶ月間 —

一般消費者への「ハトマークサイト京都」PR活動の一環として、9月1日から10月31日までの2ヶ月間、消費者向けにアンケートを実施いたします。

アンケート回答者の中から抽選で50名に、

1. 三井住友VISAギフトカード3,000円分
2. マイホーム獲得大作戦

をセットにしてプレゼントいたしますので、是非、お客様へご案内ください。



※ 本アンケートは一般消費者を対象しております。

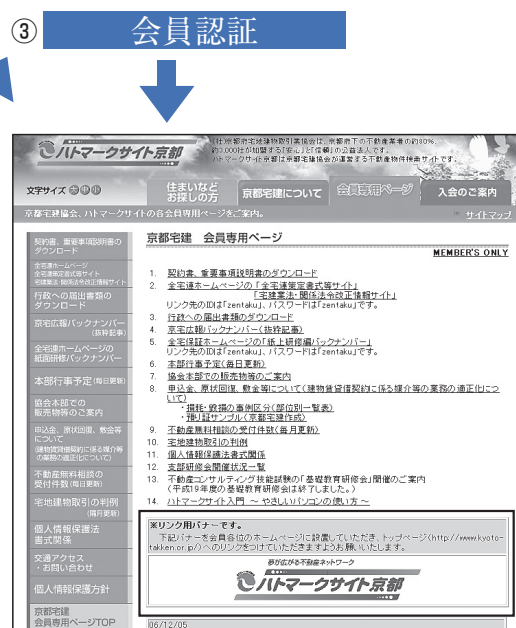
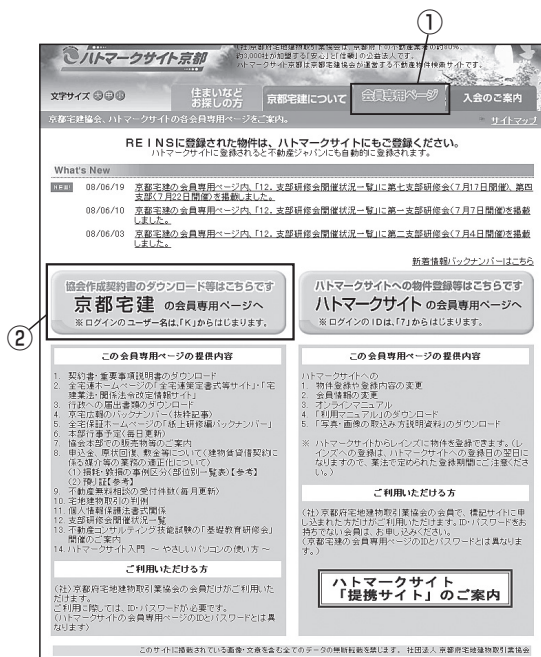
(ご回答はお一人様1回限り)

そのため、不動産業者および従業者、親族等の不動産業界の関係者並びに協会関係者はアンケートにお答えにならないでください。

「ハトマークサイト京都」バナーリンクのお願い

ハトマークサイト京都のPRのため、「ハトマークサイト京都のバナー」を会員各位のホームページに設置していただき、ホームページ (<http://www.kyoto-takken.or.jp/>)へリンクをはっていただきたく、ご協力お願い申し上げます。(バナーは、ハトマークサイト京都の「京都宅建会員専用ページ」においてあります。)

本誌上段に掲載のとおり、9月1日から10月31日までの2ヶ月間、消費者向けにアンケートを実施いたしますので、多くの方にハトマークサイト京都を訪れていただけるよう、重ねてご協力いただきますようお願い申し上げます。



ハトマークサイト京都への物件公開のお願い

9月1日から10月31日までの2ヶ月間にわたり、ハトマークサイト京都において一般消費者向けのアンケートを実施するとともに、各種媒体にてハトマークサイト京都等の広告を展開いたします。

また、アンケート実施期間中、ハトマークサイト京都から提携サイトへの物件公開費用「無料・値下げ」キャンペーンを実施するとともに、「間取図・略地図作成、ハトマークサイト京都」研修会を2回、実際の物件情報を協会にお持ちいただき、ご自身で協会のパソコンを使ってハトマークサイトに登録・公開していただく「ハトマークサイト京都」物件登録会を1回開催いたします。(キャンペーン、研修会、登録会の詳細につきましては、同封の各ご案内をご覧ください。)

会員各位におかれましては、この機会に是非、ハトマークサイト京都へ多数の物件を公開していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本 部 年 間 行 事 予 定

平成20年8月25日(月)	レイنزIP型研修会(初級編) 於：協会本部(本誌9頁をご参照ください。)
8月26日(火)	「間取図・略地図作成、ハトマークサイト京都」研修会 於：協会本部(本誌と同封の開催案内をご参照ください。)
9月8日(月)	「レイنزIP型・ハトマークサイト京都」相談会 於：協会本部(本誌と同封の開催案内をご参照ください。)
9月18日(木)	レイنزIP型研修会(初級編)
9月19日(金)	「ハトマークサイト京都」物件登録会 於：協会本部(本誌と同封の開催案内をご参照ください。)
9月29日(月)	官民共催不動産広告表示実態調査事前審査会(公取委員会) 京都市及びその周辺地域を対象に新聞広告・折込チラシ等 について、宅建業法・不動産の表示規約及び同景品規約に 抵触の疑いがある広告か否かの書面審査を行います。
10月1日(水)	第26回親睦ソフトボール大会 於：横大路グラウンド(伏見区横大路)
10月6日(月)	「間取図・略地図作成、ハトマークサイト京都」研修会 於：協会本部(本誌と同封の開催案内をご参照ください。)
<u>10月24日(金)</u>	<u>本部研修会</u> 於：京都府中丹文化会館(本誌24頁をご参照ください。)
〃	レイنزIP型研修会(初級編)
<u>10月27日(月)</u>	<u>本部研修会</u> 於：京都産業会館8階
<u>10月28日(火)</u>	<u>本部研修会</u> 於：京都産業会館8階
11月6日(木)	官民共催不動産広告表示実態調査会(公取委員会) 上記事前審査会に基づき、対象物件の現地調査を行います。

近畿レイNZからのお知らせ

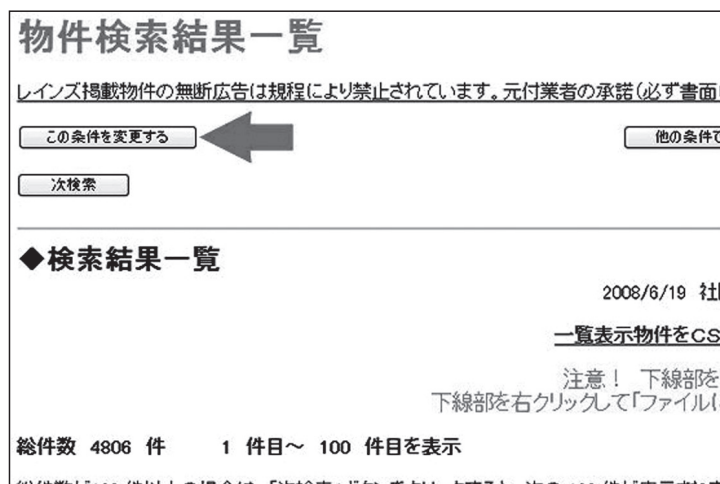
レイNZ IP型「検索条件保持機能」の追加について

近畿レイNZでは、レイNZ IP型の「物件検索」「会員検索」「日報要求」の各業務において、「検索結果一覧」画面からブラウザの【戻る】で「検索条件入力」画面に戻った際に入力された条件が全てクリアされ、再度入力しなければならないという問題を解消するため、「検索結果一覧」画面から入力した検索条件を保持したまま「検索条件入力」画面に戻る「検索条件保持」機能を追加しました。（下記に物件検索時の画面を例にご説明いたします。）

なお、ブラウザの【戻る】を使用した場合は、検索条件が保持されない可能性がありますので、ご注意ください。

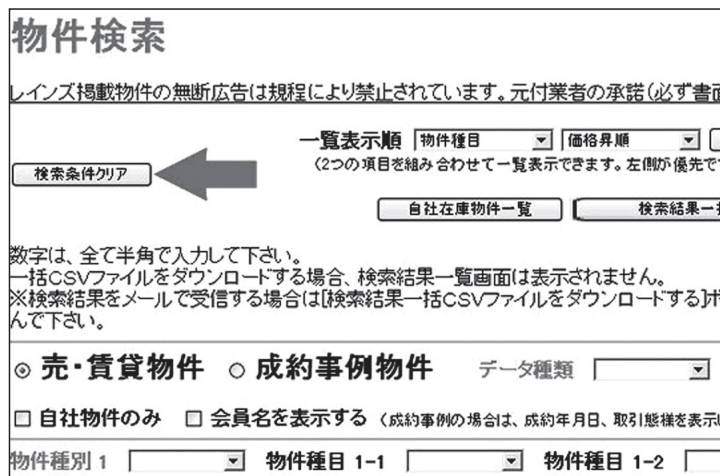
1. 「この条件を変更する」ボタン（物件検索の場合）

検索結果一覧画面に入力した条件を保持したまま、検索条件入力ページに戻るボタン **この条件を変更する** を新設しました。



2. 「検索条件クリア」ボタン（物件検索の場合）

上記1の設置に伴い、検索条件入力画面に入力された条件をクリアするボタン **検索条件クリア** を新設しました。



IP型の基本操作を分かりやすくご説明、ハトマークサイトの
研修会等とあわせて昨年度より延べ300名以上の方が受講されています！

レインズIP型研修会(初級編)定期開催のご案内

不動産流通センター運営委員会では、パソコンの基本操作ができる方を対象に「レインズIP型研修会」を下記のとおり毎月1回開催いたしますので、是非、ご参加ください。

記

1. 研修内容

- (1) レインズIP型の基本操作(登録・検索等)
- (2) 間取図・略地図作成
- (3) かんたんメニューでの物件(図面)登録等

※ 研修内容は、いずれの日も同じです。

2. 開催日時(平成20年10月までの予定)

開催日	開催日	開催日
8月25日(月)	9月18日(木)	10月24日(金)

※ 研修時間は、いずれの日も午後1時～午後4時30分の予定です。

3. 開催場所

京都府不動産会館3階研修センター

※ 駐車場が狭小ですので、お車でのお越しはご遠慮ください。

4. 受講料

無料

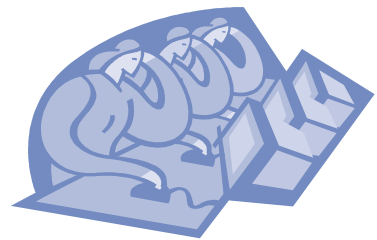
5. 受付

先着順(各回とも定員は20名で、1会員1名です。)

6. 申込方法

下記受講申込書に必要事項をご記入の上、それぞれ開催日の2週間前までに協会本部へFAX[075(415)2120]にてお申込ください。(定員になり次第、締め切ります。)
追って受講の可否をご連絡いたします。

お1人ずつパソコンをお使いいただきます。
ご不明なところはインストラクターがフォローします！



レインズIP型研修会(初級編)受講申込書

____月 ____日(____)に開催される標記研修会の受講を申し込みます。

(波線部分に受講希望日をご記入ください。)

平成 ____年 ____月 ____日

会員コード番号： ____ 免許証番号：大臣・知事(____)第 ____号

商 ____号： ____ 電話番号： ____ - ____ - ____

受講者氏名： _____ (○で囲んでください：代表者・従業者)

ご存じですか？ 協会の変更届

下表の「変更事項」に該当する事項を変更された場合、「会員名簿台帳変更届」に必要書類を添付し、**30日以内に所属支部長を経由して、協会に届け出てください。**

届出を怠られると、会員名簿の発行や重要なご案内の発送等にも支障をきたしますので、必ず届け出てください。

※ 協会の書式は、お手数ですが所属支部事務局(事務所所在地の変更で所属支部が変わられる場合は変更前の支部事務局)でお取り寄せください。

変更届出事項一覧

変 更 事 項		添 付 書 類	保証協会変更届
商号又は名称		1. 様式第三号の四(第一面)の写し	必 要
従たる事務所の名称		1. 様式第三号の四(第一面及び第三面)の写し	必 要
代 表 者		◎1. 誓約書③(別紙第2号) ◎2. 略歴書(入会審査規程・別紙第2号) 3. 代表者個人の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ◎4. 不動産総合コース申込書(入会審査規程・別紙第9号) 5. 様式第三号の四(第一面)の写し ◎6. 連帯保証書・誓約書(保証協会求償No4・No5)	必 要
代表者の氏名		1. 様式第三号の四(第一面)の写し	必 要
代表者の住所		1. 前住所も記載されている住民票(※3)又は様式第七号の写し	
代表者の電話番号			
代表者の主任者登録番号		1. 様式第六号の二の写し 2. 変更後の取引主任者証(表・裏)の写し	
従たる事務所の長		◎1. 誓約書③(別紙第2号) ◎2. 略歴書(入会審査規程・別紙第2号) 3. 現住所が記載されている住民票(※4)又は現住所が記載されている取引主任者証(表・裏)のいずれかの写し ◎4. 不動産総合コース申込書(入会審査規程・別紙第9号) 5. 様式第三号の四(第一面及び第三面)の写し	必 要
従たる事務所の長の氏名		1. 様式第三号の四(第一面及び第三面)の写し	必 要
従たる事務所の長の住所		1. 前住所も記載されている住民票(※3)又は様式第七号の写し	
従たる事務所の長の電話番号			
従たる事務所の長の主任者登録番号		1. 様式第六号の二の写し 2. 変更後の取引主任者証(表・裏)の写し	
事務所の所在地	支部は 変わらない	1. 様式第三号の四(第一面及び第三面)の写し	必 要
	支部が 変わる	◎1. 支部転出転入届(定款施行規則・様式第4号) ◎2. 代表者及び専任取引主任者の略歴書(入会審査規程・別紙第2号) 3. 様式第三号の四(第一面及び第三面)の写し ◎4. 「会費自動引き落とし(口座振替)」同意書 5. 口座振替依頼書(※5)	
事務所の電話番号			必 要
事務所のファックス番号			必 要
専任取引主任者		◎1. 略歴書(入会審査規程・別紙第2号) 2. 現住所が記載されている取引主任者証(表・裏)又は現住所が記載されている住民票(※4)のいずれかの写し 3. 様式第三号の四(第一面及び第四面)の写し	
専任取引主任者の氏名		1. 様式第三号の四(第一面及び第四面)の写し	
専任取引主任者の住所		1. 様式第七号又は前住所も記載されている住民票(※3)のいずれかの写し	
専任取引主任者の電話番号			
専任取引主任者の主任者登録番号		1. 様式第六号の二の写し 2. 変更後の取引主任者証(表・裏)の写し	

※1 添付書類欄の項番の前に「◎」がついている書類は、協会の書式です。

※2 添付書類欄の「様式第○号の写し」とは、免許権者の受理印を押印した当該変更事項に係る届出書類の写しです。

※3 外国籍の方は、前住所も記載されている外国人登録原票記載事項証明書。

※4 外国籍の方は、現住所が記載されている外国人登録原票記載事項証明書。

※5 支部転出転入以外でも会費自動引き落とし口座に変更が生じた場合、再度、提出していただくことになります。

※6 保証協会変更届欄に「必要」とある変更事項については、(社)全国宅地建物取引業保証協会の変更届も併せて提出してください。

本部事務局担当のご案内

職員名	職名	主な担当委員会等
松井 純治	局長	事務局統括/基本問題等検討委員会/本部・支部LC委員会/ 新景観政策等調査特別チーム
荒木 敏	事務局参与	渉外担当/業務対策運営委員会/委託業務運営委員会/基本問題等検討委員会/ 本部・支部LC委員会/新景観政策等調査特別チーム
大東 悟	次長	委託業務運営委員会(宅建主任者試験・主任者法定講習)/ 基本問題等検討委員会/本部・支部LC委員会/新景観政策等調査特別チーム
山中 大輔	課長	不動産相談委員会/苦情解決業務委員会/基本問題等検討委員会/ 本部・支部LC委員会/新景観政策等調査特別チーム
森本 和子	課長補佐	財務委員会(業協会 会費関係等)
伊東 孝	係長	業務対策運営委員会(京町家等)/公取委員会(不動産広告表示等)/ 実務サポート委員会/新景観政策等調査特別チーム
家島 一夫	係長	法務指導委員会(会員研修会・会員業務相談等)/福利厚生委員会/有功会
桃井 千春	係長	財務委員会(保証協会 会費関係等)/資格審査委員会
西川 忠男	係長	不動産流通センター運営委員会(レイنز・ハトマークサイト等)
平尾 千草	主任	財務委員会(業協会)
鎌田 有子	主任	委託業務運営委員会(主任者法定講習)
杉浦 公彦	主任	資格審査委員会(入退会関係)/青年委員会/公取委員会
田中 健一	主任	総務委員会(広報等)/本部・支部LC委員会
島 陽子	職員	不動産流通センター運営委員会/法務指導委員会/有功会
新家 一策	職員	福利厚生委員会(親睦ゴルフ等)/不動産流通センター運営委員会/青年委員会/ 実務サポート委員会(全宅住宅ローン・主任者賠償責任保険・賃貸管理業等)
出口 勝英	職員	不動産相談委員会/苦情解決業務委員会
水口 彩	職員	委託業務運営委員会(宅建主任者試験)
青木 美樹	職員	総務・業務対策運営・実務サポート・福利厚生各委員会(補助)/ 在庫品管理・販売

- ※ 宅建業免許更新・変更等受付担当者 — 杉浦・大東・伊東・鎌田・島・新家・水口・出口・青木
- ※ 主任者登録・変更・書換え等受付担当者 — 大東・鎌田・杉浦・伊東・島・新家・水口・出口
- ※ レインズ物件登録・変更・削除等担当者 — 新家・島・西川
- ※ ハトマークサイト・不動産ジャパン担当者 — 西川・新家・島
- ※ 弁済業務保証金分担金返還事務等担当者 — 桃井・山中・杉浦
- ※ 手付金等保管・手付金保証業務担当者 — 山中・出口

「管理業務主任者」・「マンション管理士」試験のご案内

管理業務主任者試験の概要	マンション管理士試験の概要
<p>管理業務主任者は、管理の前提となる管理受託契約の重要事項の説明から、受託した管理業務の処理状況のチェック等及びその報告までマンション管理のマネジメント業務を担うものであり、事務所ごとに国土交通省令で定める人数の設置が義務づけられています。</p>	<p>マンション管理士とは、専門的知識をもって、管理組合の運営、建物構造上の技術的問題等マンションの管理に関して、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とします。</p>
1. 試験期日・時間	
平成20年12月7日(日) 午後1時～午後3時	平成20年11月30日(日) 午後1時～午後3時
2. 試験地	
大阪府他(計8地域)	大阪市他(計8都市並びにこれらの周辺地域)
3. 受験案内書	
<p>(1) 配布期間 平成20年8月1日(金)～9月30日(火)</p> <p>(2) 配布場所及び郵送などによる取り寄せ 7月末までに同協会のホームページ上で案内する。</p>	<p>(1) 配布期間 平成20年8月1日(金)～9月30日(火)</p> <p>(2) 配布場所(京都府内)</p> <p>① 京都府建設交通部住宅課計画担当 ② 京都市都市計画局住宅室住宅政策課</p> <p>※ 同センターのホームページからも受験案内書をダウンロードすることにより入手可能。</p>
4. 受験手数料	
8,900円	9,400円
5. 試験の一部免除	
<p>マンション管理士試験の合格者は、試験の一部免除を申請することができる。</p>	<p>管理業務主任者試験の合格者、もしくはマンション管理の適正化の推進に関する法律附則第5条の規定に基づき合格者とみなされる者は、試験の一部免除を申請することができる。</p>
6. 受験申込手続	
<p>(1) 受付期間 平成20年9月1日(月)～9月30日(火) (当日消印有効)</p> <p>(2) 郵便による申込方法 受験申込書等を上記(1)の受付期間内に案内書に記載された宛先に配達記録郵便にて郵送する。</p> <p>(3) インターネットによる申込方法 詳細は、9月1日(月)より開設される同協会の受験申込み受付画面にてご確認ください。</p>	<p>(1) 受付期間 平成20年9月1日(月)～9月30日(火) (当日消印有効)</p> <p>(2) 申込方法 受験手数料を同センターが指定する振込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付し、受験申込書類を上記(1)の受付期間内に同センターへ配達記録郵便にて郵送する。</p>
7. 試験実施機関(詳しくは、下記へお問い合わせください。)	
<p>社団法人 高層住宅管理業協会 試験研修部：03-3500-2720 (平日の9:00～12:00、13:00～17:00) URL http://www.kanrikyo.or.jp/</p>	<p>財団法人 マンション管理センター 試験案内専用：03-3222-1611 (平日の9:30～17:00) URL http://www.mankan.or.jp/</p>

「ハトマークサイト京都」活用事例のご紹介

いまや不動産業務には欠かせないものになったインターネット。皆さんはどのように活用されていますか？ここでは、ハトマークサイト京都やインターネットをご利用中の方々の活用方法やメリットをご紹介します。



有限会社 大黒 千本丸太町店

(京都市 中京区)

店長 上田 俊二 さん

学生の街「京都」では、インターネットが必須のツール。

有限会社大黒 千本丸太町店さんでは賃貸物件を専門に扱われており、大学・専門学校が多い京都という土地柄もあり、「若い方がターゲットとなるので、インターネットは必要不可欠な広告ツール。」と同氏。同店の物件は、ハトマークサイトや提携サイトなど数多くの媒体に広く公開されています。今までも、海外のお客様からメールでのやりとりだけで成約に至ったこともあり、インターネットの効果を強く感じておられました。



今後については、「インターネット掲載は継続していくことが大切。これからも、たえず新鮮な情報提供を心がけたい。」とのこと。自社ホームページのメンテナンスや SEO 対策に力を入れたいと抱負を語っていただきました。

実は英語じゃない?!

和製英語

和製英語とは、英単語を変形させたり他の言葉と複合させるなどして作られた言葉です。カタカナ表記されるので英語と間違われやすいのですが、実際は国外では通じない日本独自の言葉です。今回は、そんな間違えやすい和製英語をいくつかあげました。



和製英語	正しい英語	和製英語	正しい英語
サラリーマン	オフィスワーカー office worker	ガードマン	セキュリティガード security guard
オートバイ	モーターサイクル motorcycle	オーダーメイド	カスタムメイド custom-made
ジェットコースター	ローラーコースター roller coaster	テレビゲーム	ビデオゲーム video game
ロス	ロサンゼルス(エルエー) Los Angeles(LA)	ボディチェック	セキュリティチェック security check
キーホルダー	キーリング key ring	マンション	コンドミニアム condominium



和製英語は、Janglish (Japanese+English) と呼ばれ、日本にはこの他にも数多くの和製英語があります。外国人と会話する際は、英語と間違えないように注意しましょう。

ANSWER

協会顧問弁護士 坂元 和夫
協会顧問弁護士 尾藤 廣喜
協会顧問弁護士 山崎 浩一

質問

この度、新しく家を建てようと思っているのですが、その場合、隣の家との境界線からある程度距離をあけて建てなければいけないのでしょうか？
近所には、境界線ぎりぎりに建ててある家も多いのですが？



回答

境界付近の建物の建築と慣習の認定方法

1. 境界線付近の建築制限

土地上に建物を建てる場合には、境界線から50センチメートル以上の距離をあけなければならないというのが原則です(民法234条1項)。この制限に反して建物を建築しようとする者に対しては、隣地使用者が、建築の中止・変更や損害賠償の請求をすることが認められています(同条2項)。

本来、土地所有権を有する人は、その土地を自由に利用することができます。けれども、土地所有者がそれぞれに境界線ぎりぎりまで建物を建てると、建物の修繕、日照・採光・通風の確保、防災などの面で不都合が生じてしまいます。これらの不都合を避けるために、境界線付近の建築を制限する必要があるのです。

境界線から50センチメートル以上あけるといふこの制限は、民法が作られた明治時代後期の日本における標準的な慣習を参考にして定められたものです。

2. 例外①

明治時代後期の日本では、木造建築がほとんどでしたから、境界線から50センチメートル以上の距離をあけるという慣習も、木造建築を基準としたものでした。したがって、防火地域又は準防火地域内においては、耐火外壁の建築物であれば、外壁を隣地境界線に接して建築することができるという建築基準法65条の規定は、民法234条の例外であるとされています(最高裁平成元年9月19日判決)。

ですから、あなたが、防火地域又は準防火地域内において耐火外壁の家を建てようとしているのであれば、境界線から距離をあける必要はないということになります。

3. 例外②

防火地域又は準防火地域内において耐火外壁の家を建てようとしている以外の場合にも、境界線から50センチメートル以上あける必要がな

律 リリース



い場合があります。

慣習は地域や時代によって変化するものであることから、民法は、境界線付近の建築について、境界線から50センチメートル以上あけるのと異なった慣習があるときには、その慣習に従うと定めています(236条)。

4. 慣習の認定方法

では、境界線付近の建築制限について、境界線から50センチメートル以上あけるのとは異なる慣習があるかどうかはどのように判断されるのでしょうか。

慣習とは、「ある一定範囲の社会においてある種の行為が数多くなされてきたことに因って歴史的に形成された一種の社会規範」をさすとされています(東京地裁昭和48年12月27日判決)。

そこで、地域社会において、境界線から50センチメートル以上の距離をおかないで建物が建てられてきたことが長年にわたって数多く認められるような場合は、その地域社会には、境界線から50センチメートル以上あけるのとは異なる慣習があると認定することができます。一般的に、土地事情の悪い都会では、狭い土地を有効活用しようと境界に接して建物を建てる接境建築が古くから行われていることが多いため、異なる慣習があると認定される場合が多くなります。京都特有の「うなぎの寝床」と呼ばれる密集した旧市街地には、少なくともこの様な慣習があるといえます。しかし、その周辺部の場合

には、はたしてこの慣習が存在するといえるか判断が難しい場合があります。

慣習の有無を判断する基礎となる地域社会とは、特定の商業地域や住宅街など、ある程度限られた規模のものをいうのが原則です(東京地裁昭和36年11月30日判決、旭川地裁昭和39年9月16日判決、大阪地裁昭和57年8月30日判決、東京地裁昭和48年12月27日判決)。

けれども、その地域社会が、急激な都市化が進む地域の中にある場合などには、市全体もしくは都道府県など、その地域社会を含んだより広い地域社会全体の建築事情等を考慮した上で、慣習の有無を判断することが許されることとなります(東京地裁昭和38年7月24日判決)。その場合、慣習の有無は、過去の建築事情のみからしか判断できないというわけではなく、広い地域社会全体における建築事情の変化の過程をも踏まえて、動的に判断することも許されます。たとえば、旧市内において接境建築の慣習がある場合に、以前は郊外であったけれど新しく市街化して同じ市の一部を成すにいたった新市街についても、同じ慣習を認めてもよいとした裁判例もあります(大審院昭和11年8月10日判決)。

あなたの場合も、地域社会における接境建築の多さと歴史、建築事情の変化の有無などを考慮して、家を建てようとしている地域社会において、接境建築を許す慣習が存在すると判断されれば、境界線から距離をあける必要はないこととなります。



世界の国からこんにちは！

～スペイン～

この地球上には約66億人が住み、様々な民族が生活しています。その中には、私たちの知らない文化や風習がたくさんあります。そこで、世界の国から毎回ひとつずつをピックアップして紹介しています。

今回は、太陽と情熱の国「スペイン」です。

国名：スペイン

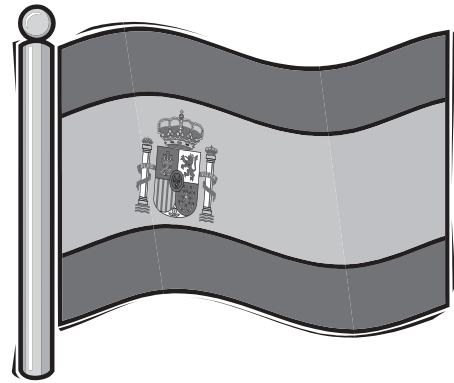
首都：マドリード

面積：約50万6,000km²(1人あたり約11.5m²)

人口：約4,400万人

時差：日本と比べてマイナス8時間

(4月から10月まではサマータイムのため、
マイナス7時間)



国土の面積は日本の約1.3倍



スペインは、ヨーロッパ南西部イベリア半島の大部分を占める国で、首都マドリードはイベリア半島のちょうど真ん中に位置しています。ヨーロッパ大陸とアフリカ大陸、さらには大西洋と地中海が交わる場所であるため、古くから数多くの民族や文化が交錯してきました。

スペインの気候は、地方によって大きく異なります。太陽の光が降り注ぐ暖かい気候のイメージがありますが、実際は北部カンタブリア海沿岸は雨が多く、夏も涼しい海洋性気候です。一方、首都マドリードがある中央部では昼夜の気温差が大きく、夏は暑く冬は寒い大陸性気候です。南部の地中海沿岸地域は、一年を通して温暖で過ごしやすい地中海性気候で、世界有数のリゾート地となっています。

全土にわたってスペイン語が使われ政府の公用語にもなっていますが、カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語、バレンシア語など、日常生活では地方によって独特の言語も使用されています。

スペインの住宅事情

スペインでは2002年のユーロ導入以降、高い物価上昇が続いており、社会的な問題となっています。売マンションでは年平均18%もの値上がりが続いています。首都マドリードでは、Piso(ピソ)と呼ばれるマンション・アパートタイプの住宅が主流です。しかし、市内中心部への過度な人口集中が、賃料や価格の高騰・近郊都市の住宅不足を引き起こしており、スペインの住宅事情は決して良いとはいえないのが現状です。

スペイン料理

国土が広いので、スペイン料理は地方色豊かな独自の個性があります。また、スペインでは日本と異なる時間帯に食事を摂り、1日5回食事をします。

・パエリア



スペイン東部バレンシア地方の料理で、スペインの代表料理の一つ。平たく浅い専用のフライパンで、たくさんの具材と米を炒め、サフラン等で味付けをします。わずかに米の芯を残すように炒めるのが特徴。起源は、インドのピラフともいわれています。

・オリーブオイル



スペインは、オリーブオイルの生産高世界一を誇る国です。複雑な地形と気候条件により、古くから良質のオリーブオイルが豊富に作られています。中でもスペイン産のオリーブオイルには、消化を助けるオレイン酸の含有率が非常に高く、近年特に人気を得ています。

サグラダ・ファミリア大聖堂



バルセロナにあるスペイン有数の大聖堂。建築家ガウディの作品としても有名です。「生誕の門」や「受難の門」があり、聖堂全体に聖書の色々な場面がちりばめられている宗教的芸術作品です。1882年の着工以来100年以上経った現在も建築工事中で、完成までに100年または200年かかるともいわれています。

セゴビアの水道橋



全長728mにもおよぶ、1～2世紀のローマ時代に作られた巨大な水道橋です。2万個以上の石を積み上げて、上下2層のアーチを作り出しています。2000年以上経った現在も崩れることなく残っており、古代ローマ時代の高度な建築技術が伺えます。1985年世界遺産登録されました。

フラメンコ



スペイン南部アンダルシア地方に伝わる舞踊。カンテと呼ばれる歌声とフラメンコギターの演奏にあわせ、踊り子はパリージョというカ斯塔ネットを両手に持って、それを鳴らしながら踊ります。

起源はインドのジプシーといわれていますが、諸説あり真相はまだ明らかになっていません。



近畿圏レインズニュース

(平成20年5月登録状況)

※()の数字は、京都宅建会員分

1. 新規登録物件・在庫物件登録概要

5月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月登録件数	前年同月比
新規登録物件数	18,336件 (1,143件)	35,227件 (1,908件)	53,563件 (3,051件)	-0.4% (-4.0%)	50,852件 (3,065件)	+5.3% (-0.5%)
在庫物件数	47,201件 (3,756件)	66,359件 (4,218件)	113,560件 (7,974件)	+1.1% (+1.4%)	98,652件 (7,043件)	+15.1% (+13.2%)

2. 成約報告概要

5月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月成約件数	前年同月比
月間成約報告数	2,238件 (174件)	3,482件 (187件)	5,720件 (361件)	-13.4% (-30.4%)	4,961件 (321件)	+15.3% (+12.5%)

5月	売物件	賃貸物件	合計
成約報告率	12.2% (15.2%)	9.9% (9.8%)	10.7% (11.8%)

※5月末 成約事例在庫数 141,496件

3. アクセス状況等

5月	総検索回数	1日平均	前月比	前年同月総検索回数	前年同月比
総検索回数	819,066回	26,421回	-1.9%	715,676回	+14.4%

4. その他

新規登録物件の図面登録率は48.2%、図面要求件数は1社当たりIP型89.02回・F型0.83回となっている。

また、マッチング登録件数は、5月末現在7,040件となっている。

5. お知らせ

<定例休止日> 平成20年7月31日(木)

平成20年8月31日(日)

月末の定例休止日は、IP型業務のうち「会話型業務メニューの①物件検索、②日報要求、③図面要求/物件詳細、④自社物件一覧」、⑤「会員検索」、⑥「マッチング結果」の6業務のみご利用いただけます。

F型の全業務とIP型の物件登録等の業務はご利用いただけません。

(社)近畿圏不動産流通機構

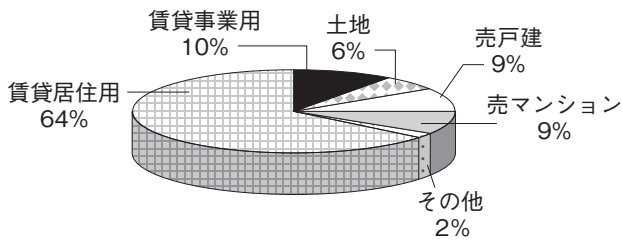
〒540-0036 大阪府中央区船越町2丁目2番1号 大阪府不動産会館内

TEL : 06-6943-5913

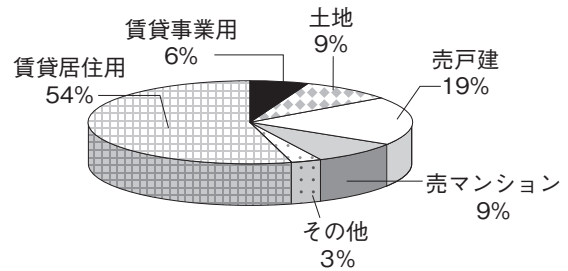
<http://www.kinkireins.or.jp/>

■ 5 月期 エリア別物件種目の登録比率 (グラフの数値は、小数点第 1 位を四捨五入しています)

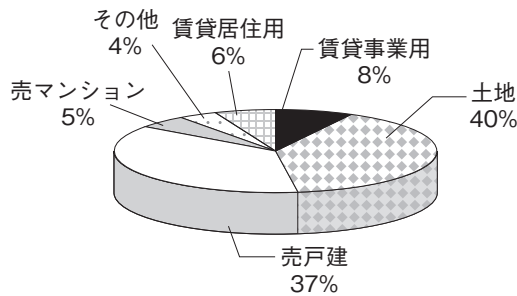
京都市中心・北部 (北区・上京区・左京区・
中区・東山区・下京区)



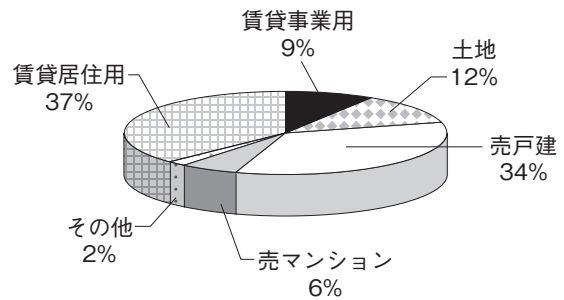
京都市南東部・西部 (山科区・南区・右京区・
西京区・伏見区)



京都府北部 (亀岡市・船井郡・綾部市・福知山市・南丹市・
舞鶴市・宮津市・与謝郡・京丹後市)



京都府南部 (向日市・長岡京市・乙訓郡・宇治市・城陽市・久世郡・
京田辺市・八幡市・綴喜郡・相楽郡・木津川市)



■ 5 月期 前年登録・平均坪単価比較一覧

京都府全域で戸建の平均坪単価が前年を下回る

売戸建	登録件数			平均坪単価(万円)		
	2007年 5 月	2008年 5 月	対前年比	2007年 5 月	2008年 5 月	対前年比
京都市中心・北部	189	191	101.0%	136.08	135.88	99.8%
京都市南東部・西部	339	331	97.6%	103.87	96.86	93.2%
京都府北部	73	76	104.1%	40.23	31.58	78.4%
京都府南部	298	307	103.0%	81.44	77.55	95.2%

マンション	登録件数			平均坪単価(万円)		
	2007年 5 月	2008年 5 月	対前年比	2007年 5 月	2008年 5 月	対前年比
京都市中心・北部	171	192	112.2%	131.87	132.65	100.5%
京都市南東部・西部	151	161	106.6%	72.80	71.66	98.4%
京都府北部	6	10	166.6%	47.55	55.13	115.9%
京都府南部	74	54	72.9%	65.12	65.70	100.8%

■ 5 月期 エリア別賃貸居住用賃料帯別一覧

京都府南東部・西部の物件が各価格帯で昨年同月期と比べ増加

	京都市中心・北部	京都市南東部・西部	京都府北部	京都府南部
5 万円未満	406	396	8	112
5 万円～	467	291	4	98
7 万円～	158	157	0	75
9 万円～	76	49	1	22
11 万円～	79	29	0	15
14 万円以上	98	19	0	5

※賃貸居住用物件内訳：マンション、アパート、貸家、テラスハウス、タウンハウス。

ダイジェスト 協会の主な動き

6月



- 3日(火) 業協会常務理事会、保証協会常任幹事会
業協会理事会、保証協会幹事会
(本誌1頁をご参照ください。)
- 4日(水) 取引主任者講習会(委託業務運営委員会)
83名が受講。
- 6日(金) 苦情解決業務委員会事情聴取会議
苦情解決申出案件の審議。
- 10日(火) 「新景観政策等調査特別チーム」協議会
今後の活動方針について他。
- 11日(水) 各委員長等ヒアリング
平成20年度委員会事業の執行について。
- 12日(木) 各委員長等ヒアリング
平成20年度委員会事業の執行について。
資格審査委員会
入会申込者等の審議他。
業協会正会員4件、準会員2件。
保証協会正会員4件、準会員2件。
公取担当理事会
平成20年度委員会事業の推進について他。
- 13日(金) 新入会員等義務研修会(総務委員会)
14名が受講。
- 17日(火) 実務サポート担当理事会
平成20年度委員会事業の推進について他。
委託業務運営担当理事会、同委員会
平成20年度委員会事業の推進について他。
- 19日(木) 取引主任者講習会(委託業務運営委員会)
99名が受講。
業務対策運営正副委員長会議
専門小委員会の役員選定について。
- 23日(月) 不動産流通センター運営担当理事会
平成20年度委員会事業の推進について他。
業協会正副会長、保証協会正副本部長会議
レイنزIP型研修会
(不動産流通センター運営委員会)
レイنزIP型の基本操作等におけるIP型
初級者会員を対象とした研修。
(17名受講)
- 24日(火) 法務指導担当理事会、同委員会
平成20年度委員会事業の推進について他。
- 25日(水) 取引主任者講習会(委託業務運営委員会)
94名が受講。
- 30日(月) 総務担当理事会、同委員会
平成20年度委員会事業の推進について他。
不動産相談・苦情解決業務委員会
正副委員長合同会議
合同委員会の運営について他。
不動産相談・苦情解決業務委員会
合同会議
平成20年度委員会事業の推進について他。

平成20年度 取引主任者法定講習会

講習日	受付期間
平成20年8月7日(木)	平成20年7月7日(月)～平成20年7月18日(金)
8月20日(水)	平成20年7月22日(火)～平成20年8月1日(金)
9月3日(水)	平成20年7月28日(月)～平成20年8月8日(金)
9月10日(水)	平成20年8月18日(月)～平成20年8月27日(水)
9月25日(木)	平成20年8月25日(月)～平成20年9月5日(金)

- ※ 受講申込の受付は、午前9時～11時30分、午後1時～4時30分です。
(土曜、日曜、祝日、振替休日は除きます。)
- ※ 平成21年3月までの日程は、協会ホームページ(<http://www.kyoto-takken.or.jp/>)の「京都宅建について→取引主任者法定講習→講習日と受講申込受付期間」に掲載しています。

ご注意ください!

レインズ掲載物件の無断広告は禁止されています!

ダウンロードやメールなどデータ(物件情報)の取得方法にかかわらず、レインズの物件情報を、登録業者の承諾なくインターネットや折込チラシ等で広告することは、(社)近畿圏不動産流通機構の規程により禁止されています。

違反した場合は『(社)近畿圏不動産流通機構 処分規程』により処分されることがありますのでご注意ください。

(社)近畿圏不動産流通機構 普通会员間取引規程(抜粋)

(活動範囲の規制)

第3条 客付業者は、元付業者の承諾を得ること無く次の行為を行ってはならない。

- 一 登録物件情報の広告掲載、宣伝告知等
- 二 購入依頼者の現地案内
- 三 売却依頼者への連絡、交渉
- 四 その他元付業者の営業活動を阻害する行為

(社)近畿圏不動産流通機構 普通会员間取引規程細則(抜粋)

(広告掲載、宣伝告知等の承諾)

第3条 規程第3条第一号に定める、機構により知った情報の客付業者の広告掲載、宣伝告知等に関する元付業者からの承諾は、書面によるものとする。

ただし、元付業者自ら承諾の意思を示して登録した物件については、この限りではない。

- 2 同第3条第一号に定める元付業者からの承諾の必要な物件情報の広告掲載、宣伝告知等は次のものをいう。
 - 一 新聞掲載、チラシ印刷物、物件情報誌、マス媒体、インターネットホームページ等、不特定多数に対する告知
 - 二 普通会员の発行するサークル誌紙・企業誌紙、DM等、特定者に対する告知
 - 三 事務所以外の場所への物件情報の提出
 - 四 催事等の開催場所への物件情報の提出
 - 五 物件の売り出し場所への提出及びそれに伴う宣伝告知

※ 上記、(社)近畿圏不動産流通機構 普通会员間取引規程細則第3条第1項の規定による書面については、(社)近畿圏不動産流通機構ホームページのトップページ「[④レインズ掲載物件の無断広告は当機構規定により禁止されています。](#)」または「[広告承諾書ダウンロード](#)」内の「[» 様式はこちらからダウンロードできます](#)」よりお取り寄せください。

社団法人 近畿圏不動産流通機構

〒540-0036 大阪市中央区船越町2丁目2番1号 大阪府不動産会館内

TEL : 06-6943-5913 <http://www.kinkireins.or.jp/>

『京都府の公共事業代替地(物件)の 情報提供』のご案内

京都府よりの「公共事業代替物件の情報提供」依頼について、次のとおりお知らせします。

つきましては、該当する物件がありましたら、代替物件(地)の情報提供及び媒介に関する事務処理手順(協会用)に基づき、「協会様式(府)第1号」(京都府用)(いずれも添付書類を含む。)により物件の内容を記入のうえ、協会本部へFAX(415-2120。随時受付。)にてご送信くださいますようよろしくお願い申し上げます。(ご提供用の「協会様式(府)第1号」は、各支部及び本部に備え付けております。)

(京都府)

整理番号	8乙土第450号・受付日18年9月19日付		
区分	買物件	建物の間取等	条件無し
物件種別	土地(住宅・店舗兼住宅)	面積	土地面積 150m ² (約45坪)
所在地	大山崎町地内(第一種住居地域：宅地造成等規制域・西国風致地区を除く)	価額等	総額2,250万円～2,400万円 (単価 約15万円/m ² ～16万円/m ²)
立地条件	前面道路幅員(5メートル)以上<市道以上のランクの道路に接面> その他(10メートル以上の間口確保、現在とそれほど劣らない場所)	その他の条件	無し

本部行事予定(7～9月)

7月22日(火) レインズIP型研修会(初級編)
24日(木) 取引主任者講習会(対象94名)
25日(金) 業務対策運営委員会、同「各専門小委員会」

不動産無料相談(一般消費者を対象)

毎週火・金曜日実施
相談時間は午後1時から午後4時まで

⇒受付は午後3時30分まで

※ 8月15日(金)は、休止されます。

法律相談(協会々員を対象)

毎月第3金曜日実施
相談時間は午後1時から午後4時まで

⇒受付は午後3時30分まで

※ 8月は、22日(第4金曜日)に実施されます。

8月7日(木) 取引主任者講習会(対象102名)

11日(月) 資格審査委員会

12日(火) 新入会員等義務研修会

20日(水) 取引主任者講習会(対象100名)

22日(金) 広報小委員会

25日(月) レインズIP型研修会(初級編)

26日(火) 「間取図・略地図作成、ハトマークサイト京都」研修会

9月3日(水) 取引主任者講習会(対象107名)

8日(月) 「レインズIP型・ハトマークサイト京都」研修会

10日(水) 取引主任者講習会(対象108名)

11日(木) 資格審査委員会

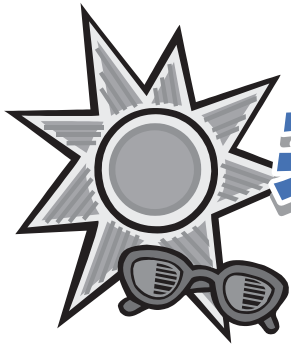
12日(金) 新入会員等義務研修会

18日(木) レインズIP型研修会(初級編)

19日(金) 「ハトマークサイト京都」物件登録会

25日(木) 取引主任者講習会(対象114名)

29日(月) 官民共催不動産広告表示実態調査事前審査会



紫外線

に注意しましょう！

暖かくなり、お出かけ日和になりました。そんな季節に、注意していただきたいのが“紫外線”。「真夏だけのものでは？」「女性だけが気をつけるものでは？」というイメージがありますが、実は今の季節がもっとも紫外線の増える時期であり、皮膚疾患などの健康被害を引き起こす可能性があるため男性の方も紫外線対策が必要なのです。

今回は、そんな紫外線についてご紹介します。

■紫外線の量は？

1年間で、紫外線量が多くなるのが、5～8月。梅雨時であっても、6月は特に紫外線が多い時期なのです。真冬は少ないのかというと、雪面は90%の紫外線を反射するので、通常の2倍ほどの紫外線を浴びています。また、室内・車内だからといって安心できません。窓から入る日差しにも紫外線が多く含まれています。

近年、紫外線を吸収するオゾン層の破壊によって、ますます紫外線の量が増えており、世界的な社会問題となっています。



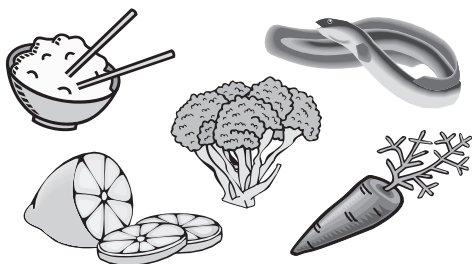
■紫外線による健康への影響

目に見えない紫外線ですが、過剰な量の紫外線を浴びると、人体に下記のような大きな影響を及ぼします。

- ・メラノサイトのバランスが崩れ、日焼けした肌が元に戻らなくなり、シミ・くすみとなる。
- ・活性酸素が発生して、皮膚細胞のDNAが破壊されて、免疫力が大きく低下する。
- ・紫外線によって、角膜の上皮細胞を死滅させてしまう「電気性眼炎」や、水晶体が白く濁る「白内障」を起こす。
- ・皮膚がん、中でも皮下組織ががん化する基底細胞がんを引き起こす。高齢化とともに増加して、70歳以上の患者が約半数である。ほかにも、口唇がんの原因にもなる。

■外から中から紫外線対策

紫外線から体を守るには、日焼け止めクリーム・帽子・日傘などがいいでしょう。また、サングラスで目を守ることも大切です。日焼けをしたあとには、冷水や化粧水で肌をクールダウンさせましょう。



内側から紫外線に負けない体をつくることも大切な紫外線対策の一つです。そのためには、バランスのとれた食事を心がけましょう。特に、活性酸素を抑制したりガン抑止効果の高いビタミンAとなるβカロテン・コラーゲンの合成作用があるビタミンC・紫外線に強い皮膚の作る亜鉛を十分に摂取するとよいでしょう。

平成20年度「本部研修会」開催のご案内

開催日時	受講対象支部(カッコ内は旧支部)	開催場所
10月24日(金) 午後1時30分(予定) (受付開始 午後1時)	第七支部 (綾部・福知山・舞鶴・宮津)	京都府中丹文化会館(ホール) 綾部市里町久田21番地の20 TEL:0773-42-7782
10月27日(月) 午後1時30分(予定) (受付開始 午後1時)	第一支部(上京・左京・東山) 第二支部(中京・下京) 第三支部(北・右京)	京都産業会館8階(シルクホール) 京都市下京区四条通室町東入る TEL:075-211-8341
10月28日(火) 午後1時30分(予定) (受付開始 午後1時)	第四支部(山科・南・伏見) 第五支部(西京・乙訓・亀岡) 第六支部(宇治久世・相綴)	

- ※ 予め、日程、時間を予定にお入れください。
 ※ 当日は、「研修受講証」を必ずご持参ください。
 (支部の免許更新審査時に研修会の出席状況が確認されます。)
 ※ 受講対象日以外で受講される場合は、「他支部受付」にて受付を行ってください。
 ※ 平成20年度「受講優良会員(ステッカー)」は、本部研修会並びに支部研修会をいずれも受講された会員に交付する予定です。

支部規程細則が一部改正されました

去る6月3日開催の第3回理事会・幹事会にて承認されました支部規程細則の改正内容は、下記のとおりです。(改正後のみ掲載。_____部分が改正部分。)

(名誉役員の資格基準及び任期)

第3条 規定第7条第4項に定める名誉役員の資格基準は、次のとおりとする。

(1) 相談役

支部長の経歴が通算して2期以上、又は常務理事の経歴が通算して3期以上の現役でない正会員。

(2) 参与(次のいずれかに該当する者)

- ① 支部長の経歴があり現役でない正会員。
- ② 常務理事の経歴が通算して2期以上の現役でない正会員。

- ③ 理事の経歴が通算して4期以上の現役でない正会員。
 - ④ 監事の経歴が通算して2期以上の現役でない正会員。
 - ⑤ 理事及び監事の経歴が通算して4期以上の現役でない正会員。
 - ⑥ 評議員の経歴が通算して8期以上の現役でない正会員。
- 2～3 (略)

附 則

この改正細則は、平成20年6月3日に一部改正し、同日から施行する。

第169回通常国会(平成20年1月18日～平成20年6月21日)で 成立した宅地建物取引関連の法律について(全宅連)

第169回通常国会(平成20年1月18日～平成20年6月21日)で成立した宅地建物取引関連の法律について、下表によりご報告いたします。

法律名	所 管	成 立 日	公 布 日	施 行 日
	備 考			
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律	経済産業省	平成20年5月23日	平成20年5月30日	平成21年4月1日。但し、第二種特定建築物の届出については平成22年4月1日から施行
	エネルギーをめぐる環境の変化にかんがみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、エネルギー管理の義務の対象を工場から事業者に変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講ずる。			
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	国土交通省	平成20年5月16日	平成20年5月23日	公布から6月以内
	地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため主務大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講ずる。			

長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン 及び同コメントについて(全宅連)

分譲マンションは、平成19年末現在、累計約528万戸、約1,300万人が居住していると推測され、我が国における重要な居住形態となっているとともに、近年では年間約20万戸が供給されており、その数は着実に増加しています。マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、建物の経年劣化に対応した適時適切な修繕工事を行うことが重要です。

そのためには、適切な長期修繕計画を作成し、それに基づいた修繕積立金の額を設定することが不可欠であることから、この度、国土交通省では有識者、実務家から構成される「長期修繕計画あり方検討委員会」における検討結果を受け、長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントを策定されましたのでお知らせいたします。

長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントについては、協会ホームページのトップページ「お知らせ 08/06/26 国土交通省で、長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメントが策定されました。」をご参照ください。

国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansei/manseikanri.htm>)



見えてくる 日本の暮らし 住まいから

10月1日 平成20年 住宅・土地統計調査

総務省統計局 京都府・市区町村

賃貸共同住宅管理業者向け 住宅用火災警報器 研修会を開催!

すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務化がスタートして2年余りが過ぎ、京都府下の各市町村でも猶予期間である平成23年5月末日まで3年足らずとなりました。

総務省消防庁では、既存住宅への住宅用火災警報器の設置促進を図るため、安価に購入できることや悪質訪問販売防止にも効果があることから、自主防災組織や婦人防火クラブなどによる共同購入を推奨しています。

京都市でも、自主防災会による共同購入を推奨し、これまでに6万世帯、13万個以上の住宅用火災警報器が設置され、自動火災報知設備の感知器が各戸に設置済みの共同住宅や公営住宅の設置分などを合わせると、50%を超える住宅(戸)に設置が完了しました。

しかしながら、賃貸共同住宅については、住宅用火災警報器の設置責任が、所有者、管理者及び居住者のいずれかということもあり、分譲マンションや一般住宅と比べ、設置が大きく遅れている現状です。

そのため、京都市消防局では、賃貸共同住宅の受託管理業者の皆様が核となって住宅用火災警報器の設置を進めていただくための研修会を下記のとおり開催しますので、御参加いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時

同内容の研修会を2回開催しますので、都合のよい日に参加してください。

- (1) 1回目 平成20年8月28日(木) 午後3時00分～午後4時30分
- (2) 2回目 平成20年9月2日(火) 午後3時00分～午後4時30分

2. 場 所

京都市南区西九条菅田町7(国道1号線十条上る東側)
京都市市民防災センター4階 講習室

3. 対 象

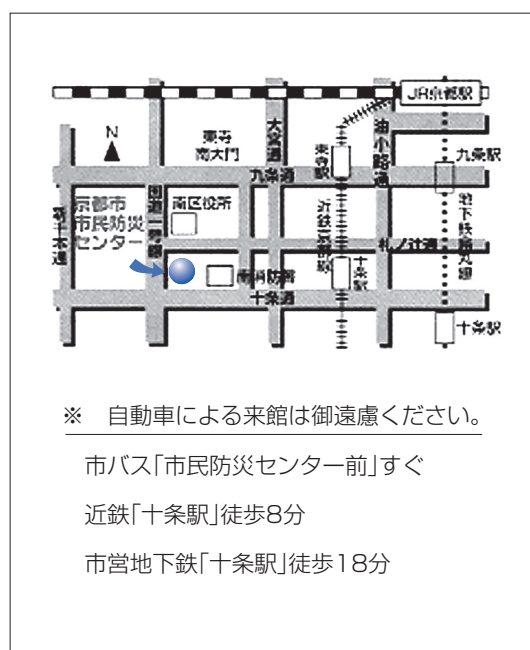
賃貸共同住宅の受託管理業者の皆様

4. 内 容

- (1) 住宅用火災警報器設置義務化の背景
- (2) 共同住宅における設置義務者及び設置期限
- (3) 貸主及び管理業者が負う「管理責任」
- (4) 管理業者主体の住宅用火災警報器設置促進方法

5. 主 催(問合せ先)

京都市消防局予防部 TEL:075-212-6673



企業立地に関する情報提供報奨金制度のご案内

(独立行政法人中小企業基盤整備機構)

ご紹介いただいた企業様と契約に至った場合に、民法第529条及び第532条の規定に基づき報奨金をお支払いする制度を設けました。産業用地をお探しの方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください。

1. 制度の対象となる用地

原則として中小機構HP「産業用地ナビゲーター」に掲載されている産業用地となります。但し、一部対象とならない団地もあります。

2. 紹介者の要件

- 法人の場合は、「会社法に基づく法人、法人税法に規定する公益法人等及び協同組合、弁護士法人、監査法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人」
- 個人事業者の場合は、「宅地建物取引業法の免許を保有し宅地建物取引業を営んでいる方、一部国家資格を有する士業を営む個人事業者」
- 別途、当機構から企業立地に関する情報提供報奨金制度について説明を受けていただきます。

3. 応募の期間は、平成20年5月26日から平成21年3月31日までとします。

4. 法人の場合の報奨金は土地譲渡価額の最高3%、賃貸の場合は賃料1箇月相当分です。

5. 本制度の有効期間は、制度適用と当機構が認定した日から原則6箇月間となります。

詳細につきましては、以下のアドレスより当機構のホームページをご参照ください。

<http://www.smrj.go.jp/sy-navi/merit/news/034812.html>

(独)中小企業基盤整備機構近畿支部(大阪市中央区大手前1-7-31OMMビル11階)

TEL:06-6910-2235(担当:産業用地課) FAX:06-6910-2239

毎月勤労統計調査に御協力を!!(京都府)

この調査は、常用労働者の雇用、労働時間及び賃金の毎月の変動を明らかにすることを目的として実施しています。

調査結果は、月例経済報告、各種審議会の資料、雇用保険手当の改定等、労働経済関係の資料となる極めて重要な調査です。

ぜひ御協力をお願いします。

種類	常用労働者	調査期間		次回調査開始時期
第一種調査	30人以上	37カ月間 ※一部例外あり	毎月	平成21年1月
第二種調査	5~29人	18カ月間	毎月	平成20年7月
特別調査	1~4人	1カ月間	毎年7月	平成20年7月

お問合わせ先：京都府政策企画部調査統計課社会統計担当(TEL:075-414-4490)

■新入会(正会員)(4件)

平成20年6月30日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専取主任者氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株)同志社エンタープライズ (1)12693	中山 健二	片瀬 慶子	上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地	075- 251-3027
第五	(有) A S C (1)12699	浅田 信行	東村 英明	亀岡市追分町八ノ坪29番地の18	0771- 21-8339
第六	シ テ イ タ ウ ン ズ (1)12686	大西 茂	大西 茂	宇治市小倉町西浦5番19 大西ビル3	0774- 21-5022
第七	(株)田中工務店 (1)12698	田中 丈介	木全 智広	舞鶴市字倉谷1016番地	0773- 75-2227

■新入会(準会員)(2件)

平成20年6月30日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専取主任者氏名	事務所 所在地	電話番号
第五	(株)グランブリー-洛西口支店 (2)10965	小川 幸治	小川 幸治	向日市寺戸町八反田8番地54	075- 932-7005
第七	福知山不動産(株)プラント-3店 (13)724	山本 和彦	山本 和彦	福知山市字多保市小字手次114番13	0773- 27-2810

■会員権承継(4件)

平成20年6月30日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専取主任者氏名	事務所 所在地	電話番号	承継理由
第六	山 善 住 建 (1)12667	山本 隆之	山本 隆之	木津川市木津宮ノ裏200番地13	0774- 72-7321	相 続
第三	三 央 (1)12684	平岡 裕喜	平岡 裕喜	北区衣笠西御所の内町5-2	075- 463-5176	法人→個人
第六	藪内土地企画 (1)12706	藪内 美智子	岩前 良明	京田辺市打田宮前84番地	0774- 73-0013	相 続
第二	(株)ハウスドゥ 大臣(1)7718	安藤 正弘	安藤 正弘 高木 秀雄	中京区烏丸通御池下ル虎屋町 577番地2 太陽生命御池ビル	075- 229-3200	免許換え
沖 紗代子・浅野 怜史・吉田 知晴・塚本 知加						

■支部移動(正会員)(1件)

平成20年6月30日現在

旧支部	新支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第四	第一	(有) 叶 匠 (1)11804	津幡 学	東山区本町6丁目2番地3	075- 533-2277	20/06/20

■退会(正会員)(15件)

平成20年6月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(左京区)	(6)7493	ナルド不動産	金本 方敦	20/06/10	廃 業
第二(中京区)	大臣(2)5814	アーバンライフ住宅販売(株)京都店	岡田 史彦	19/07/31	営業保証金供託
第二(下京区)	(2)10903	前 澤 友 禅 (株)	前澤 昭宏	20/05/21	期間満了
第二(中京区)	(1)12207	(株)ペントハウス	森 千津子	20/06/05	廃 業
第二(中京区)	(12)1439	植 村 商 事	植村 克紀	20/06/10	期間満了
第三(北区)	(10)4038	(株)旭ヶ丘住宅	大村 良二郎	20/06/18	廃 業
第三(右京区)	(6)7428	(有) 松 富 士	寺敷 富士松	20/06/26	廃 業
第四(伏見区)	(1)12234	佐々木不動産販売	佐々木 智慧子	20/06/13	廃 業
第五(西京区)	(9)4987	(株)小谷住宅	小谷 肇	20/05/29	廃 業
第六(木津川市)	(11)2761	岸 畑 土 地	岸畑 実	20/04/19	死 亡
第六(宇治市)	(6)7469	あ お ば 住 宅	小畑 篤司	20/05/15	廃 業
第六(宇治市)	(7)7175	京 阪 住 宅 販 売	石田 正二	20/05/21	廃 業
第六(木津川市)	(8)5946	和 泉 商 事	芝越 良男	20/06/10	期間満了
第六(八幡市)	(12)2126	京 阪 神 開 発 工 業 (株)	吉田 光博	20/06/16	廃 業
第七(福知山市)	(10)4043	中 村 工 務 店	中村 靖	20/06/16	廃 業

■退会(準会員)(2件)

平成20年6月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(上京区)	大臣(3)5738	(株)ハウスセゾン烏丸店	加畑 周作	20/05/26	事務所廃止
第二(中京区)	(3)10339	(有)大黒二条駅前店	山本 知治	20/05/31	事務所廃止

■会員数報告書

平成20年6月30日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	398 (+1)	35 (-1)	433 (±0)	第 三	422 (-2)	34 (±0)	456 (-2)	第 五	385 (±0)	23 (+1)	408 (+1)	第 七	241 (±0)	7 (+1)	248 (+1)
第 二	417 (-4)	27 (-1)	444 (-5)	第 四	518 (-2)	26 (±0)	544 (-2)	第 六	408 (-3)	19 (±0)	427 (-3)				
												合 計	2,789 (-10)	171 (±0)	2,960 (-10)

※()内は会員数前月比増減。

(社)近畿圏不動産流通機構

近畿レイنزF型システムの全部または一部終了を決定!

—平成22年夏から平成23年夏のレイنزシステム見直し時に—

6月9日開催の(社)近畿圏不動産流通機構理事会において、「平成22年夏から平成23年夏を目途に、近畿レイنزのシステム全体の見直しを実施し、同時にF型システムの全部または一部を終了する」旨が承認されました。

理事会では、F型システムの終了について詳細までは議論されませんでした。F型システムを縮小する方向性が決定されました。

そのため、2～3年先のことはありますが、F型を利用されている会員各位におかれましては、IP型への移行をご検討いただきますよう予めご案内申し上げます。

なお、近畿レイنزシステムやF型システムに関する今後の方針などにつきましては、決定次第、京宅広報にてお知らせいたします。

また、協会ではIP型の利用を促進するため、「レイنزIP型システム研修会(初級編)」(本誌9頁参照。)を定期的で開催しておりますので、是非、ご参加ください。

お知らせ

1. 協会本部のお盆休みにおける業務等について

お盆休みにおける協会業務等について、次のとおりお知らせいたします。

- (1) 本部(流通センターを含む)
8月13日(水)～15日(金) お盆休み
- (2) 不動産無料相談(一般消費者対象)
8月15日(金) 休止
- (3) 近畿圏レイنز(登録・検索等)
8月14日(木)～17日(日) 稼働休止

2. 「あなたの不動産 税金は」(小冊子)の配付について

全宅連編集の標記小冊子(平成20年版)を本誌と同封のうえ、会員の皆様へ配付させていただきますので、日常業務等でご活用ください。

3. 本誌次号の発行について

8月号と9月号の合併号として、9月中旬に発行いたします。

平成20・21年度「会員名簿」の発行について

平成20年度通常総会にて承認(総務委員会事業計画)されました平成20・21年度「会員名簿」は、本年10月頃(作成基準日：平成20年7月31日)を目処に発行し、会員の皆様に配付させていただく予定です。

同名簿における会員情報の掲載内容は、原則として協会本部の会員データより作成いたしますが、全ての会員の皆様には、名簿掲載事項(商号または名称、電話番号、FAX番号、代表者氏名、専任取引主任者氏名1名、事務所の所在地、郵便番号、免許証番号・免許年月日)に変更・訂正等が無いかをご確認いただくこととなります。

つきましては、7月下旬頃に『平成20・21年度「会員名簿」発行に伴う掲載事項の確認について(お願い)』(往復はがき)をご送付申し上げますので、次のとおりご確認をお願いいたします。

ご確認方法【会員名簿掲載事項確認届(以下、「確認届」と略)の記入方法】

① 掲載事項に訂正がない場合

「11.訂正の有無」欄の「無」に○印 → 「確認印」欄に押印 → 支部へ返信

② 掲載事項に訂正がある場合

該当項目を訂正 → 「11.訂正の有無」欄の「有」に○印 → 「確認印」欄に押印 → 支部へ返信

なお、往復はがき記載の締切日を厳守くださいますようお願いいたします。(締切日以降の変更は出来ません。「確認届」をご返信いただけない場合は、協会本部に登録されている会員データのまま掲載いたします。)

また、同名簿は会員の相互交流等を目的として、全ての会員の皆様を対象に掲載し作成いたしますので、ご理解とご協力の程を重ねてお願いいたします。

名簿掲載事項等の確認・訂正は、会員名簿の使用上の便宜を考慮したものであり、掲載事項を訂正された方は、必ず正式な変更届をご提出ください。

変更届は、宅建業法にて事後30日以内に届出なければならないと定められており、また、変更届を提出されなければ、宅建業の免許更新時に支障をきたします。

変更届未提出の方は、至急、行政並びに協会(各支部；協会の変更届は、本誌10頁参照)へご提出ください。

※ 個人情報の取り扱いについては、協会の個人情報保護方針等のとおりです。

発行所

社団法人 京都府宅地建物取引業協会

社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都地方本部

〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3

(京都府不動産会館) / TEL (075) 415-2121 (代)

<http://www.kyoto-takken.or.jp/>

